

半田市役所緊急地震速報行動要領

(目的)

第1条 この要領は、気象庁等から発信された緊急地震速報（以下「速報」という。）を利用することにより、地震発生時における来庁者、職員及び庁舎で業務を行う者（以下「来庁者等」という。）の安全を確保することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要領における庁舎とは、半田市役所庁舎をいう。

(対象者)

第3条 この要領は、庁舎内の来庁者等を対象とする。

(放送)

第4条 速報を受信した場合は、速やかに当該情報を庁内放送するものとする。ただし、揺れが来るまでに時間的余裕がないときは、この限りでない。

(行動)

第5条 職員及び庁舎で業務を行う者（以下「職員等」という。）は、速報を確認したときは、別表により安全確保を行うものとする。

2 来庁者の誘導等は、最寄りの職員等を中心に全ての職員等が担うものとする。

(訓練)

第6条 職員等は、この要領に基づき、適切に行動するための訓練を行うものとする。

2 訓練は、年1回以上行うこととし、他の防災に関する訓練に合わせて実施できるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 職場における安全確保

来庁者に対する行動	職員等自身の行動
<p>1 庁舎から慌てて出ないように指示する。</p> <p>2 庁舎の出口や階段へ殺到しないよう指示する。</p> <p>3 テレビ、自動販売機、ロッカー等の転倒が予想される物、窓ガラス、吊下物等の飛散、落下が予想される物の周囲から離れるよう指示する。</p>	<p>(業務の中断)</p> <p>1 業務を中断する。</p> <p>2 電話中の場合は、大きな地震が来ることを相手に伝えて電話を切る。</p>
<p>4 手荷物等で頭部を保護するとともに、柱の近くに身を寄せ、安定した低い姿勢をとるよう指示する。</p> <p>5 避難行動要支援者に対しては、安全な退避態勢がとれるよう、可能な限り職員が協力する。</p>	<p>(猶予時間がある場合の周囲の安全確保)</p> <p>1 火気が近くにある場合には、速やかに火を消す。</p> <p>2 刃物、尖った物、ガラス製品、高温の物等危険物が近くにある場合は、飛散しないよう速やかに安全な場所に移動させる。</p> <p>3 出口付近にいる職員は、出口を開け、避難路を確保する。</p>
<p>6 エレベータを利用していることが確認できた場合は、最寄りの階に停止させ、速やかに機外に出るよう指示する。</p>	<p>(自身の安全確保)</p> <p>1 机の下等に入る、座布団等で頭部を保護する。</p> <p>2 エレベータを利用中の場合は、最寄りの階に停止させ、速やかに機外に出る。</p>

2 レストランにおける安全確保

職員自身の行動	庁舎で業務を行う者の行動
<p>1 カウンターで飲食物の受け取りを行っている場合は、受け取りを中止し、火傷の恐れのある調理器具からできる限り離れるとともに、呈茶器等の転倒が予想される物、窓ガラス、吊下物等の落下が予想される物の周囲から離れ、頭部を保護し、安定した低い姿勢をとる。 また、可能であれば、テーブルの下に入る。</p> <p>2 テーブルに移動中は、呈茶器等の転倒が予想される物、窓ガラス、吊下物等の飛散、落下が予想される物の周囲から離れ、頭部を保護し、安定した低い姿勢をとる。 また、可能であれば、テーブルの下に入る。</p> <p>3 飲食している場合は、窓ガラス、吊下物等の落下が予想される物の周囲から離れ、テーブルの下に入るとともに、頭部を保護し、安定した低い姿勢をとる。</p> <p>4 来庁者がいる場合は、「1 職場における安全確保」中「来庁者に対する行動」に掲げる行動を行う。</p>	<p>1 火を消せる場合は消火する。</p> <p>2 火傷の恐れのある調理器具からできる限り離れる。</p> <p>3 配膳を中断し、刃物、尖った物、ガラス製品、高温の物等危険物が近くにある場合は、飛散しないよう速やかに安全な場所に移動させる。</p> <p>4 呈茶器機、調理器具等の転倒が予想される物、窓ガラス、吊下物等の飛散、落下が予想される物の周囲から離れ、頭部を保護し、安定した低い姿勢をとる。 また、可能であれば、調理机等の下に入る。</p> <p>5 職員がいない場合で来庁者がいるときは、「1 職場における安全確保」中「来庁者に対する行動」に掲げる行動を行う。</p>